

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学(以下「本学」という。)国際学部がカリキュラム上設ける海外TOP大学留学プログラムに参加する学生を対象に、留学先大学の学費相当額を給付する国際学部海外TOP大学留学奨励金(以下「海外TOP大学留学奨励金」という。)に関する必要な事項を定める。

(申請方法)

第2条 海外TOP大学留学奨励金の給付を希望する者は、所定の期日までに、国際学部長の推薦状を添えて、所定の申請書を教務課に提出しなければならない。

(奨励金の対象者)

第3条 海外TOP大学留学奨励金の対象者は、次の各号いずれにも該当し、かつ追手門学院大学国際学部留学規程(2022年5月19日制定)第4条に掲げる資格及び要件等を満たす者に限る。

- (1) 本学及び国際学部における学修規律を遵守するなど模範となる者。
- (2) 追手門学院大学授業料等納付規程(1977年4月1日制定)に基づく各学期の授業料等の滞納がない者。

2 海外TOP大学留学奨励金の給付は、在学期間に1回限りとする。

(他の奨励金との併用)

第4条 給付対象者は追手門学院大学の他の奨学金を重複して受給することができる。また、私費外国人留学生に対する授業料免除とも重複して受給することができる。

(選考及び通知)

第5条 海外TOP大学留学奨励金の給付者及び給付額は、国際学部会議において定められた選考基準に基づく公正公平な選考を経て、学長が決定する。なお、給付額は留学先大学の学費相当額とする。

2 第2条第1項に基づき推薦した国際学部長は、海外TOP大学留学奨励金の給付を対象者に通知する。

(給付方法及び時期)

第6条 学生は、指定された口座振込用紙を期日までに提出を行う。また、振込期間に関しては渡航後3カ月以内を目安とする。

(給付の取消)

第7条 海外TOP大学留学奨励金の給付対象者となったことを通知した日以降、次の各号の一に該当するときは、海外TOP大学留学奨励金の給付を取り消すものとする。また、すでに受給している場合は、所定の期日内に全額を返還しなければならない。

- (1) 本人の意思により留学を中止したとき
- (2) 追手門学院大学国際学部留学規程第7条及び第8条に抵触したとき
- (3) 第3条に定める資格及び要件等が失われたと国際学部が判断をしたとき

(事務所管)

第8条 この規程に関する事務は、教務課の所管とする。ただし、学生対応は教務課及び国際連携企画課並びに国際学部が連携して行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。